⑹　使用する主な資材等　仮設工【仮設道路約300ｍ、土留約20ｍ】、整地工【整地土約4,200㎡】、舗装工【アスファルト舗装約3,600㎡】、排水工【雨水暗渠溝約700ｍ、雨水側溝約1,200ｍ、雨水枡約30箇所】、法面補強工【盛土法面補強約3,300㎡、盛土法面補修工約2,200㎡、客土吹付け約3,100㎡、コンクリート擁壁（杭基礎）約330ｍ、コンクリート擁壁補強約50ｍ】、運動場舗装工【運動場整地約20,000㎡】、環境緑化【樹木植栽一式】

⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　文部科学省における土木一式工事の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受け審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日　文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,050点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者

㋐　1,300㎡以上の法面工事を施工した実績を有すること。

②　共同企業体の代表者以外の構成員

㋑　法面工事を施工した実績を有すること。

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ただし、相当の施工実績を有し確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は、２社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成13年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した実績を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人国立高等専門学校機構又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等又は工事成績相互登録発注機関が発注した建築一式工事のうち、平成21年度、平成22年度に通知を受けた工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が２年連続で、60点未満（「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績）でないこと。

なお、「工事成績評定要領の制定について」（平成14年３月18日付け13文科施第462号）に基づく工事成績では50点未満とする。

⒁　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒃　宮城県に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

⒄　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　入札手続等

⑴　担当部局　〒981―1239 宮城県名取市愛島字塩手字野田山48　仙台高等専門学校（名取キャンパス）施設課施設管理係　電話番号022―381―0260

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成23年８月８日から平成23年８月29日まで（９時00分から16時00分）　〒981―1239 宮城県名取市愛島字塩手字野田山48　仙台高等専門学校（名取キャンパス）施設課施設管理係　電話番号022―381―0260

入札説明書の交付に当たっては無料とする。また図面等の交付に当たっては、入札説明書に同封する図面等購入申込書に従って購入するものとする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成23年８月８日から平成23年８月19日（９時00分から16時00分）　上記３⑴に同じ。

電子入札システムにより、提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成23年８月30日12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記３⑴に持参すること（郵送等による提出は認めない。）。

開札は、平成23年８月31日10時30分　仙台高等専門学校（名取キャンパス）事務棟第１会議室にて行う。

4　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。なお、落札者が契約を結ばない場合は、機構に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。（有価証券等の提供又は銀行、契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第36条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。